

神戸市都市景観形成基本計画

～神戸らしい都市景観の形成をめざして～

《概要》

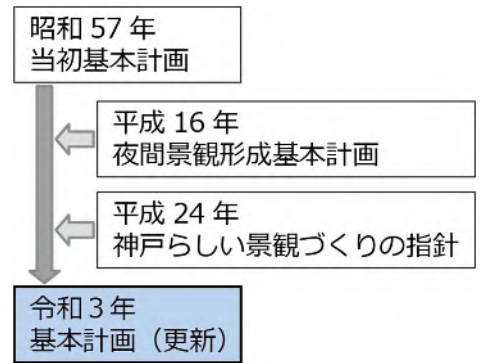
I 都市景観形成のこれまでの取り組み

基本計画策定の経緯

(神戸市の景観行政の変遷)

神戸市では、昭和53年に全国でも先駆けて「都市景観条例」を制定するとともに、昭和57年には都市景観形成基本計画を策定し、これに基づいてさまざまな景観施策の推進を図ってきた。この間、都市景観条例の改正により、平成2年には景観形成市民協定制度を、平成25年には景観デザイン協議制度を創設するなど、関係者との協議を重ねながら神戸らしい景観を誘導していくスタイルを定着させてきた。

このたび、40年間にわたる社会情勢の変化と本市の景観行政の変遷をふまえ、当初基本計画を更新するものである。



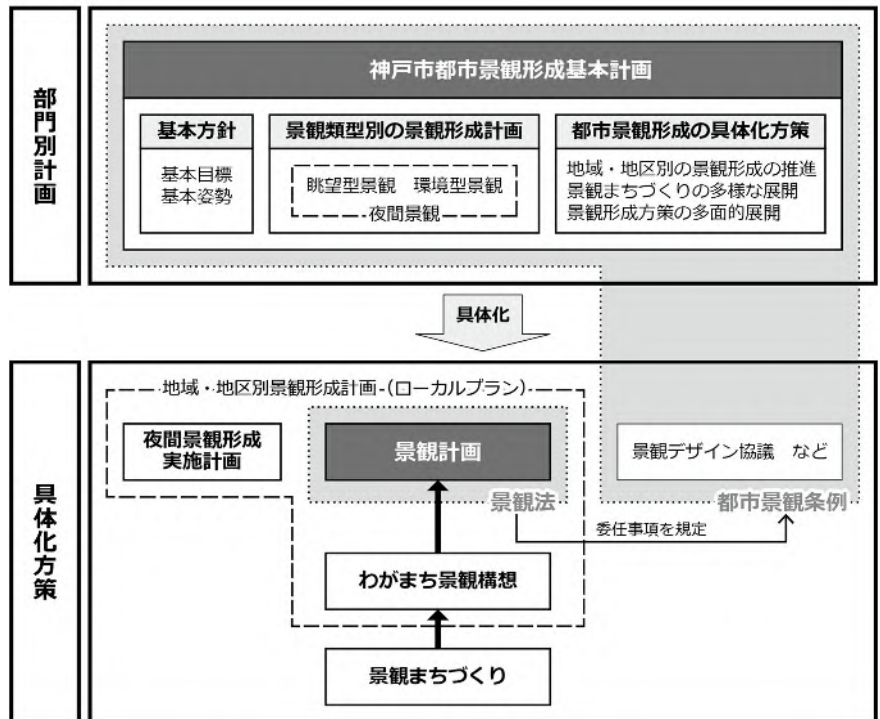
II 都市景観形成基本計画の目的と構成

計画の位置づけ

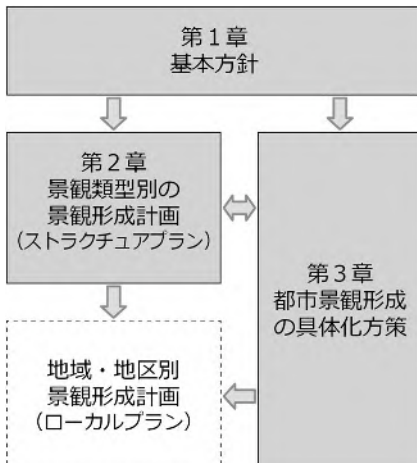
(計画の目的と位置づけ)

都市景観形成基本計画は、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、神戸のまちを市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものにするための基本的方向を明らかにすることを目的としている。

本基本計画は、神戸市総合基本計画の部門別計画として位置づける。また、その具体化のための方策の一つとして、景観法に基づく景観計画を位置づける。



基本計画の構成



(更新の考え方と計画の構成)

本基本計画については、夜間景観形成基本計画及び景観づくりの指針を整理統合するとともに、時代の変化に対応した変更を行うものとする。

その構成は、当初基本計画を概ね踏襲し、左図に示すとおりとする。

なお、第2章景観類型別の景観形成計画(ストラクチャプラン)では、景観形成の全市的な方向づけを行っているが、それぞれの地域・地区の性格ごとに固有の課題や条件に応じた具体化方策については、地域・地区別景観形成計画(ローカルプラン)を作成して進めていくものとする。

第1章 都市景観形成のための基本方針

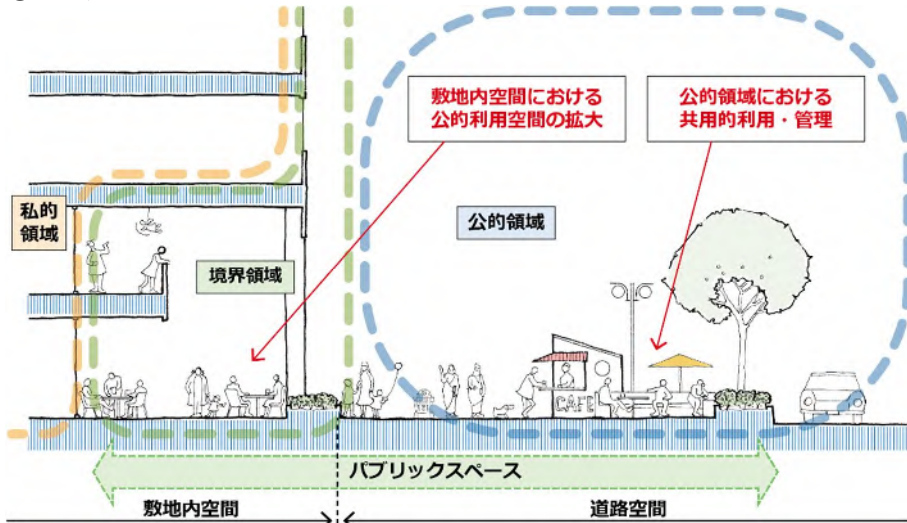
1-1 基本目標

- ① 神戸らしい都市空間の発掘・創造
- ② 生活環境の質的向上
- ③ 持続可能な都市環境の形成
- ④ 景観資源の発掘と保全・活用
- ⑤ 市民文化の創造



1-2 基本姿勢

- ① 景観形成の対象となる都市空間の領域



都市空間の領域構成は以下の三つの段階に区分できる。

- i) 公的（パブリック）領域：公共オープンスペースのほか、駅や地下街などの公的空間も含む。
- ii) 私的（プライベート）領域：敷地内空間のうち、建物内部や塀などで閉ざされた敷地内の屋外空間。
- iii) 境界領域：公的領域と私的領域の間にあり、敷地内にあっても景観上公共的な役割が期待されるもの。

このうち公的領域と境界領域を中心として、市民による利用の仕方や多様な主体による維持管理など空間マネジメントの観点から、都市空間の公共性（パブリックスペース）の認識を持ちつつ景観形成を進めることが大切である。

- ② まもる・そだてる・つくる

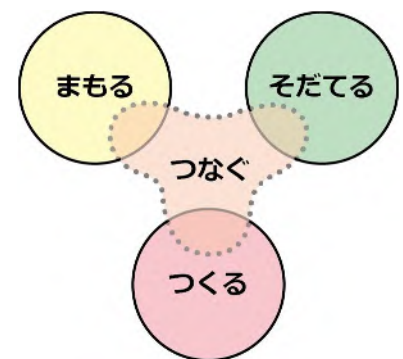
都市景観形成の方向としては、まもる（保全）、そだてる（育成）、つくる（創造）の三つの視点を基本とする。

そして、これら三つの視点を<つなぐ>ことで、景観形成の考え方や、景観形成の施策の連携など、総合的なマネジメントを行っていく。

- ③ 多様な主体による多面的な景観形成

まもり、そだて、つくる多面的な景観形成の展開は、総合的な地域運営（エリアマネジメント）に他ならず、今後も地域力や社会的資産をいかして持続する地域運営としての景観まちづくりが求められる。

景観まちづくりは、住民、事業者と行政、各分野の専門家のみならず、NPO やボランティアなどを含む多様な個人や組織が、それぞれの役割を担い、連携する協働の取り組みによって実現される。



《パブリックスペース》

狭義には、都市空間において国や自治体が管理する道路や公園などの公共空間を指すが、本基本計画では、広義に、所有区分や管理区分を超えて、不特定多数の人々が誰でも安全で快適に利用できる空間を指す。居心地のよい空間デザインとともに、さまざまな維持管理主体が関わり、空間の使われ方のソフトな仕組みも重視される。

《景観まちづくり》

それぞれのまちや地域において、住民や市民組織、企業、事業者、行政、専門家などが協働して、景観の側面からハード、ソフトのさまざまな活動を行くことにより、まちや地域の課題を改善し、魅力を引き出し、次代に引き継ぐ持続的な取り組み。まちの清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした地道な活動も含まれる。

第2章 景観類型別の景観形成計画／ストラクチャープラン

《都市景観の類型》

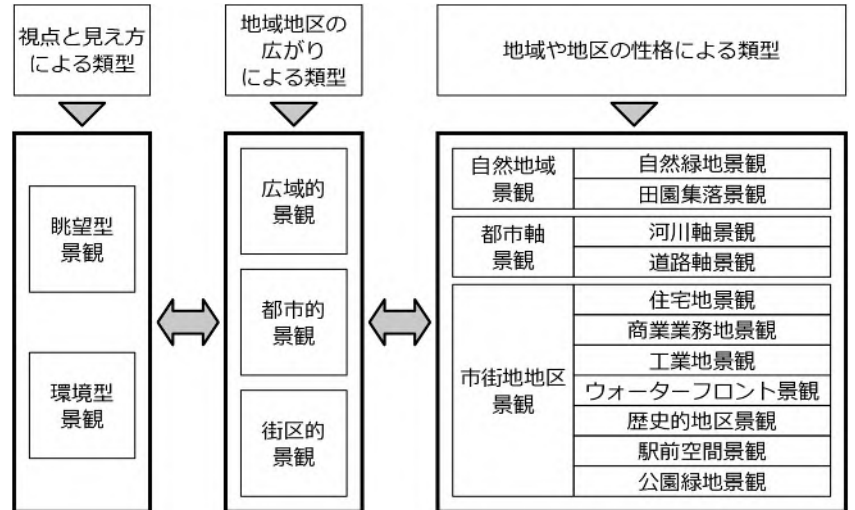
都市景観の類型

神戸市は地形的にみると、自然と田園集落が一体となった西北神地域、南部の海に向かって緩やかな斜面が連なる既成市街地の、大きく性格の異なる二つの地域に区分される。

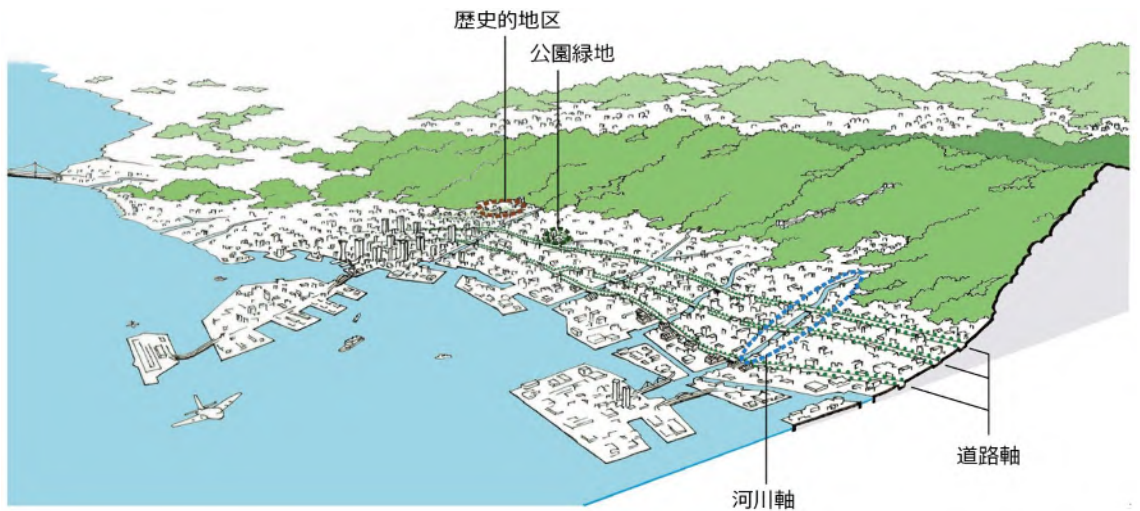
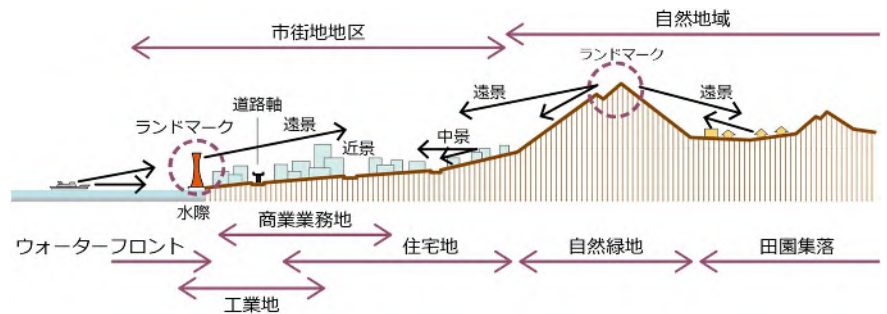
既成市街地では、住宅地、住商工複合地、工業地・ウォーターフロントといった区域が層状に形成され、さらに市街地の主要な道路や河川は、それぞれの地域や地区を有機的に連結して都市空間の骨格を形成し、景観上も重要な役割を果たしている。

景観は広範な内容をもつものであるが、ここでは神戸市の都市景観を、当初基本計画の類型をもとに、右図のように分類する。

そして項目ごとに景観形成の方針や施策の方向を示すが、この時、都市や地域の骨格をより明確に視覚化すべき軸を重点軸とし、特に神戸らしい個性的、特徴的なエリアを重点エリアとして設定する。



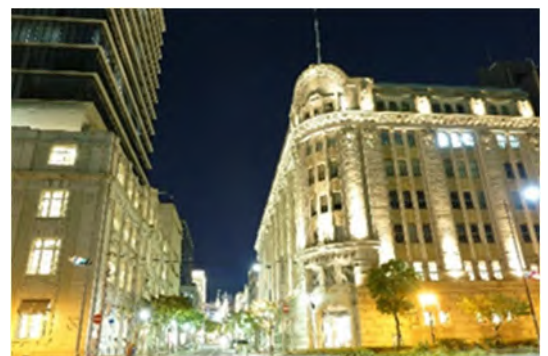
神戸市の地形特性と景観上の特色



《夜間景観》

(基本目標)

- ① 地域の個性をいかした夜の都市魅力の創造
- ② 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造
- ③ 環境にやさしいひかりのまち

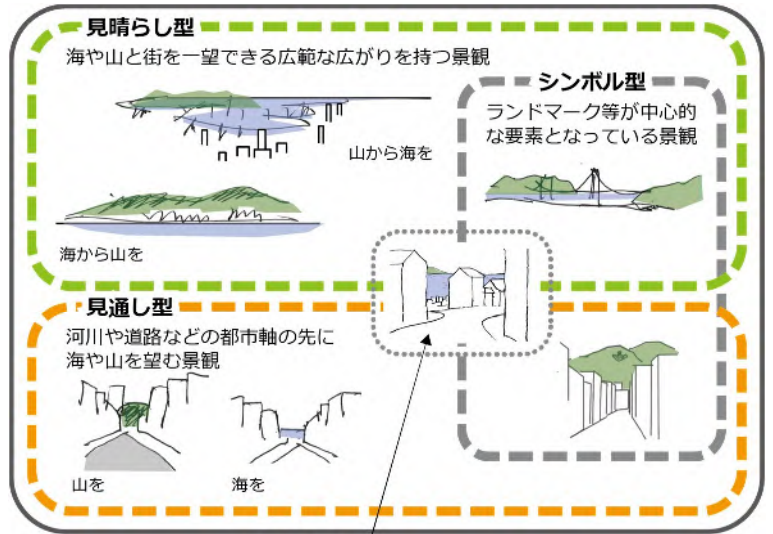


2-1 眺望型景観

(景観特性) 眺望景観は「神戸らしさ」が表出する景観であり、大切な市民の財産。
 西北神地域における豊かな自然と田園集落を望む眺望も神戸の魅力の源泉。

- (基本方針)
- ① 神戸らしい眺望型景観の保全と育成
 - ② 自然環境と市街地環境の調和
 - ③ 明確な都市パターンの実現
 - ④ 神戸らしい夜間景観の形成
- (施策の方向)
- ① 高層・大規模建築物や屋外広告物などの景観上の配慮
 - ② まとまった緑地の保全・育成と、道路植栽や道路照明などの計画的整備
 - ③ ランドマークの育成
 - ④ 視点場・眺望点の確保・整備

眺望景観（広域的景観+都市的景観）の分類



見えかくれ型

建物や緑などの隙間から海や山、まちが見えかくれする景観
 (※視点の移動を伴う景観であり、ほかの類型と重なるものである。)



2-2 環境型景観

2-2-1 自然地域景観

(景観特性) 六甲山系などの緑や、西北神地域の農地・集落・里山などは市民にとって身近な自然環境。
 茅葺民家は今も数多くが農村集落内に点在しており、大都市では貴重な景観資源。

- (基本方針)
- ① 自然環境の保全と活用
 - ② 農村の景観と文化の継承・活性化
 - ③ 自然環境を阻害しない夜間照明整備

(施策の方向) 〈自然緑地景観（みどりのゾーン）〉

- ① 自然緑地の保全
- ② 自然環境と調和した余暇施設の整備
- ③ 防災施設などの景観上の配慮

〈田園集落景観（田園のゾーン）〉

- ① 茅葺民家の保全・活用
- ② 社寺等、歴史的建築物の保全
- ③ 農村環境の保全（里づくり）



2-2-2 都市軸景観

(1) 河川軸景観

(景観特性) 既成市街地の多くの河川は、市街地の地形に変化を与えるとともに貴重なオープンスペース。これらの河川は主に東西方向の道路軸に直行するかたちで流れ、市街地の骨格を形成。

- (基本方針) ① 自然とふれあうことのできる河川環境の保全と育成
② ゆとりある河川空間の実現
③ 昼も夜もわかりやすい都市空間の構成

- (施策の方向) ① 河川敷と隣接オープンスペースの整備
② 橋梁など工作物における配慮
③ 沿岸建築物などの景観上の配慮



(2) 道路軸景観

(景観特性) 既成市街地の道路軸は、東西軸とそれらを相互に連絡する南北軸の格子状のネットワーク。新市街地内の幹線道路、あるいは既成市街地や田園集落との連絡道路が地域を構成。

- (基本方針) ① 歩きたくなる道路環境の形成
② 連続性と変化のある沿道まちなみの形成
③ わかりやすい都市空間の構成

(重点軸) ミュージアムロード、フラワーロード、みどりと彫刻のみち

- (施策の方向) ① 道路設備の計画的整備
② パブリックスペース充実のための整備・誘導
③ 沿道建築物などの景観上の配慮
④ 道路空間における景観阻害要因の除去



2-2-3 市街地地区景観

(1) 住宅地景観

(景観特性) 住機能は神戸の最も基幹的な機能であり、市内に多様な性格の住宅地が形成。既成市街地の山麓部などには低密度住宅地が連担し、平坦部では住商工混在地区など。計画的市街地には自然に囲まれた新しい住宅地が展開し、海上都市での住宅地も形成。

- (基本方針) ① 住宅地の個性の保全と改善・育成
② 景観資源の保全・育成
③ バランスのとれたまちなみ形成
④ 混在する他機能と融和するまちなみの形成
⑤ 計画的住宅地での成熟したまちなみの形成
⑥ 住宅地としての文化環境の形成

(重点エリア) 山麓住宅地

- (施策の方向) ① まちの将来像の共有と、建築物などの規制・誘導
② 固有の環境をいかす仕組みづくり
③ 市街地住宅の景観上の配慮
④ 文化環境の保全・育成
⑤ 景観阻害要因の除去



(2) 商業業務地景観

(景観特性) 商業業務地はいずれも多様な施設が立地することで物と情報が集積し、人々が交流する場。開港以来の国際色豊かな都心地区と、日常生活の中心として親しまれる近隣商店街や市場。

- (基本方針) ① 地域の特性を表出する交流拠点景観の形成
 ② まちのさまざまな個性が混ざりあい、
 全体としての魅力を高める都心景観の形成
 ③ コミュニティの中心としてのまちなみの魅力化

(重点エリア) (都心) 三宮・元町
 (地域拠点) 住吉・御影、六甲道、新神戸、神戸、湊川・新開地、板宿・新長田、岡本、六甲アイランド、ポートアイランド、ポートアイランドⅡ期、岡場、鈴蘭台、名谷、垂水、舞子、学園都市、西神中央

- (施策の方向) ① 建築物などの景観上の配慮
 ② 歩行者空間の整備とパブリックスペースの充実、デザインの連続性の確保
 ③ 夜間のにぎわいの演出
 ④ 景観阻害要因の除去



(3) 工業地景観

(景観特性) 大規模な生産施設や運輸・流通施設が立地し、土地利用転換が進められている臨海部。豊かな緑に囲まれた内陸部の工業団地、中小工場と関連企業等が分布する住工混在地区。

- (基本方針) ① 神戸らしい臨海部大規模敷地の景観的再編
 ② 工業施設群と周辺環境の調和した空間構成
 ③ 住工混在地で居住環境整備と一体となった景観整備

(重点エリア) 臨海工業地、地場産業集積地

- (施策の方向) ① 周辺環境と調和した建築物と空間構成
 ② オープンスペースの確保と緑化の推進
 ③ 水際環境の整備
 ④ 眺望景観への配慮
 ⑤ 夜間景観形成の重視
 ⑥ 地場産業の維持とまちなみ形成



(4) ウォーターフロント景観

(景観特性) 須磨海岸などの自然海浜からメリケンパークやしおさい公園などの人工海浜まで多彩。都心部を中心に工業流通用地が商業業務地や住宅地への大規模な土地利用転換が進行。

- (基本方針) ① 神戸の玄関にふさわしい港の魅力の育成
 ② 歴史環境の保全と活用
 ③ 市民に親しまれる空間の形成
 ④ 自然環境の保全と活用
 ⑤ 地域の個性をいかした夜間景観の形成

(重点エリア) (自然海浜系) 須磨、塩屋、舞子
 (人工海浜系) 都心ウォーターフロント、しおさい公園、
 空港島西公園、サンシャインワーフ、
 マリンパーク、平磯、マリニピア神戸
 (漁港) 長田漁港、垂水漁港
 (運河) 兵庫運河、新川運河、荇藻運河



- (施策の方向) ① オープンスペースの確保
 ② 海への眺望の確保
 ③ 海へいざなう空間づくり
 ④ 建築物等の背景となる自然特性への配慮
 ⑤ 夜間景観への配慮
 ⑥ 既存景観資源への配慮
 ⑦ 防災施設などの景観上の配慮



(5) 歴史的地区景観

(景観特性) 歴史的なまちなみや遺跡、史跡がランドマークである地区などが“神戸らしさ”を形成。

- (基本方針) ① 時代を経て蓄積されてきたまちなみ景観の継承・育成
 ② 歴史的景観資源の保全・継承と活用
 ③ まち固有の文化の継承・発展

(対象エリア)



(住吉・御影山手)



(酒造地域)



(旧居留地)



(北野・山本)



(兵庫津)

- (施策の方向) ① 歴史的建造物等の景観資源の保存・活用
 ② 建築物等の地区特性への景観的配慮
 ③ 地区特性に配慮した公共空間の修景
 ④ 歴史的風致を損なわない夜間景観の形成



(須磨・塩屋)



(有馬)

(6) 駅前空間景観

(景観特性) 鉄道駅は各地区の玄関であり、これを核とする駅前空間はまちの顔。

- (基本方針) ① 個性的で秩序あるにぎわい拠点空間の創出
 ② 駅と一体となった周辺街区の景観形成

- (施策の方向) ① 駅舎や駅前広場の特徴的修景
 ② 駅周辺の建築物等の修景
 ③ 快適な歩行者空間の創出
 ④ 景観阻害要因の除去



(7) 公園緑地景観

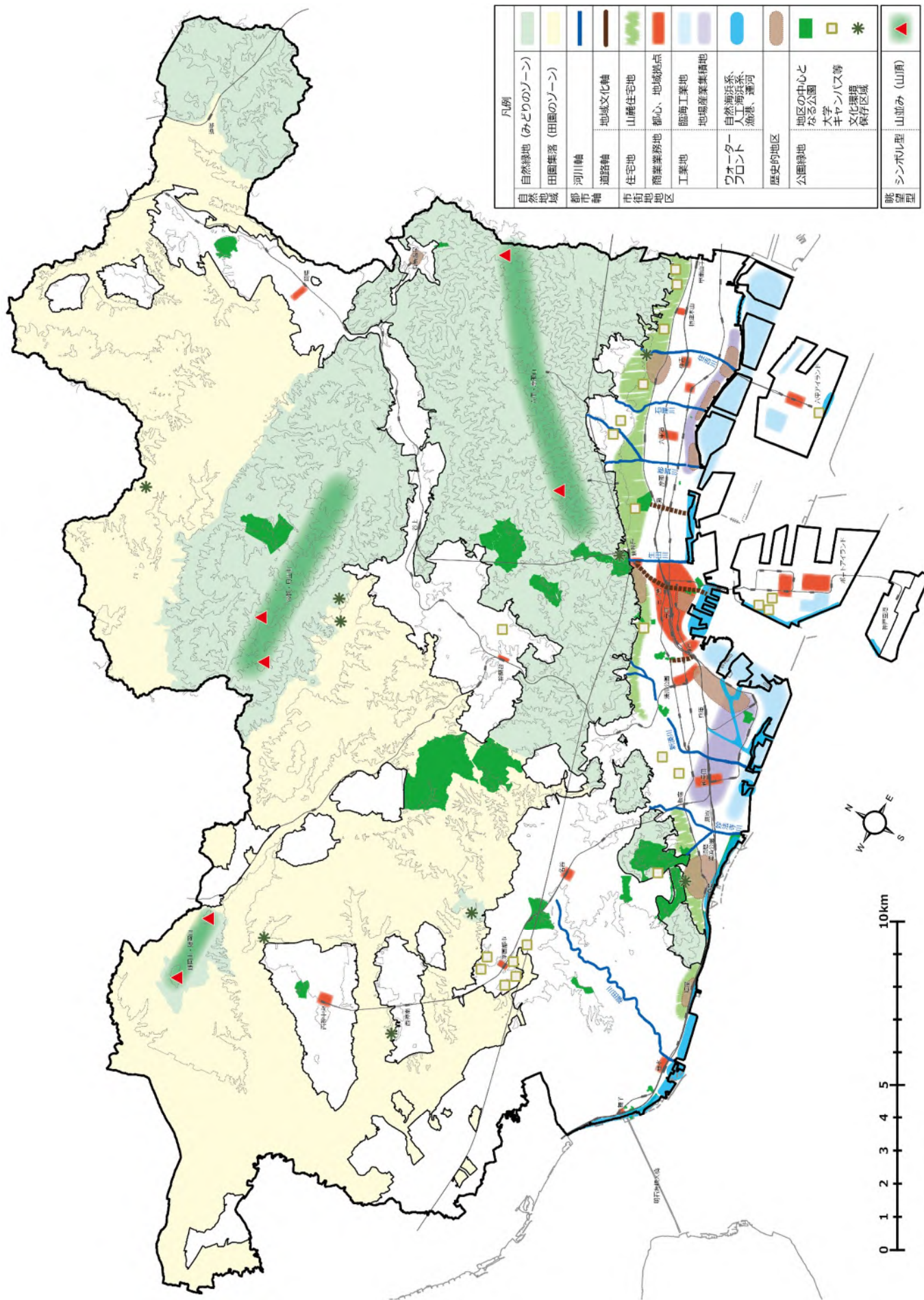
(景観特性) シンボルとなる公園緑地と、大学キャンパス等の大規模オープンスペースは優れた景観資源。

- (基本方針) ① オープンスペースの保全と育成・活用
 ② 周辺市街地と一体となった景観形成

(重点エリア) まちの中心となるような公園、大学キャンパス、文化環境保存区域など

- (施策の方向) ① オープンスペースの拡充整備と緑化の推進
 ② 周辺市街地における建築物などの景観上の配慮
 ③ 市民、事業者による公園緑地等の活用と維持管理の促進





第3章 都市景観形成の具体化方策

3-1 地域・地区別の景観形成の推進

3-1-1 地域・地区別景観形成計画（ローカルプラン）の策定

景観類型別の景観形成計画（ストラクチャープラン）をもとに個々の地域・地区における景観形成計画（ローカルプラン）を策定し、景観形成の具体化を進める。具体化にあたっては、景観法と都市景観条例とを適切に運用することを基本的な枠組みとして捉えた上で、景観法に基づく「景観計画」をローカルプランの骨子とする。景観法と都市景観条例の特徴をいかし、それぞれの手法を併用しながら地域の実情に応じた弾力的なローカルプランの策定をめざす。

3-1-2 推進方策

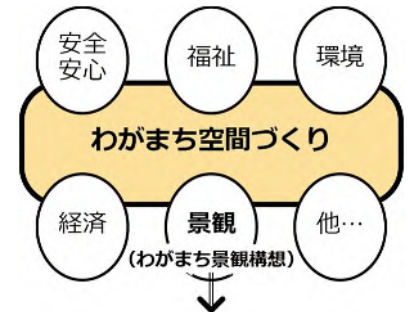
地域・地区別の景観形成の推進にあたっては、景観法を基軸に据えながらも、法と条例のそれぞれの特徴を生かした適切な役割分担と相互補完を図り、一体的な運用をめざす。また、景観法のみならず、都市景観に関連する他の法令・制度・計画・事業も活用して総合的な景観形成を図っていく。

3-2 景観まちづくりの多様な展開

3-2-1 わがまち景観構想

総合的なまちづくり活動（都市計画マスタープランにおける「わがまち空間づくり」）の一環として、「わがまち」の景観をまもり、そだて、つくる活動を推進する。

その過程で策定される「わがまち景観構想」を、ストラクチャープランとの整合を図りつつ、ローカルプランとして位置づけ、構想の具体化を図る。



3-2-2 多様な景観まちづくり活動の推進

市民主体の景観形成においては、市民花壇の維持管理、道路の活用と清掃活動、落書き除去、歴史的建物や空き家を活用したコミュニティ活動など、多くの人々がさまざまな活動を展開し続けることが重要であり、各分野での支援策を講ずる。



清掃活動

3-3 景観形成方策の多面的展開

3-3-1 景観資源の保全・活用

景観資源とは、一般的には都市景観の質を高め、特色づける景観上価値ある自然・地形や建築物・工作物などを指すが、本基本計画では、都市空間に人が働きかける行為や仕組みなども景観資源に含め、以下のような視点に基づく保全・活用を推進する。

- ① 景観資源のさらなる発掘と共有
- ② 景観資源の保全・活用のための段階的取り組み
(条例による景観資源の登録・指定、景観法による指定制度の活用)
- ③ 情景を生む景観資源の活用と継承



茅葺民家の利活用

3-3-2 パブリックスペースのデザイン

パブリックスペースでは、居心地のよい空間デザインとともに、さまざまな維持管理主体が関わり、空間の使われ方のソフトな仕組みも重視されることから、以下のような視点からの充実化を図る。

- ① 空間領域間・主体間の連携と協調のデザイン
- ② 人と空間が織りなす情景のデザイン
- ③ 多様な主体の連携による空間マネジメント
- ④ 公共空間デザインアドバイザー制度・景観アドバイザー専門部会の活用



パブリックスペース



公共施設の整備

3-3-3 公共施設の整備

公共施設整備は都市景観の形成に直接大きな影響を与えるとともに、その先導的役割が期待される。これらの整備にあたっては地域特性や場所性に対する配慮が重要であるが、とりわけ市民が日常的に利用する公共施設については、より柔軟で活発な利用を可能にし、持続的に維持管理されるなかで、市や地域のシンボルとして愛着をもたれる公共空間（パブリックスペース）となるための仕組みについても考慮する。

3-3-4 屋外広告物の景観形成

屋外広告物は建築物におとらず景観形成への影響は大きく、近年、地域ごとのルールに基づく配慮がなされた広告物もみられる一方で、表示技術の進展により表現の多様化も進んでおり、以下のような視点からの対応を推進する。

- ① 市民（地域団体）による屋外広告物の取り組みへの支援
- ② 多様な広告物表現への対応
- ③ 関連法規・条例との連携による屋外広告物の適切な規制誘導



市民団体による看板コンテスト



神戸らしい緑化

3-3-5 神戸らしい緑化の推進

神戸らしい緑化とは、六甲山や河川軸など都市の骨格となる遠景や中景の緑を背景に、山麓に向かって立ち上る住宅地や公園の重なり合う緑や都心の連続した緑、草花に彩られたガーデンなど、神戸の地域の特徴に応じた緑化である。今後とも以下のような視点からの緑化を推進する。

- ① 骨格となる緑の保全と育成
- ② 個性的な質の高い緑化、飾花
- ③ 地域のまちづくりとしての緑化活動の推進
- ④ 関連施策・計画との連携



文化財の防災訓練

3-3-6 他分野のまちづくりとの連携

景観形成の取り組みは、これまでに述べてきた各分野のほか、他の行政各分野とも密接な係わりを持ちながら実践していく必要があり、例えば以下のような分野が挙げられる。

- ① 文化財保護
- ② 空き家・空き地対策
- ③ 防災
- ④ 福祉
- ⑤ 観光
- ⑥ 広報



まちなか防災空地（空家の除却）